

## 一 般 質 問

平成26年9月定例会

No.	質 問 者	質 問 事 項
1	6番 森 丈嘉	尾上町政の自己評価を問う
2	1番 金子 正直	災害の備え「行政・住民の行動が見える化」へ
3	8番 岸 光男	総合グラウンドの活用と管理は
4	3番 二宮 章悟	生活排水対策の推進と課題
5	15番 小沢 長男	(1) 消費税増税に反対することを求める (2) 小中学生就学援助枠拡大を (3) 中村川の河床整理と護岸崩落防止を
6	5番 戸村 裕司	子宮頸がんワクチンの町の対応は

※通告内容については、町ホームページにも掲載しています。

<http://www.town.nakai.kanagawa.jp/>

議会事務局

TEL 81-3905

【問】 1 尾上町政の自己評価を問う	6番 森 文嘉
<p>平成14年11月、「豊かさを実感できる、活力と魅力あるまちづくり」をスローガンに、政策の3本柱として、人づくり、道標づくり、魅力づくりを掲げ、第1次尾上町政がスタートした。以来、集大成としての本年までの間、着実な施策の推進を図ってこられたことは、一定の評価をすところであります。</p> <p>しかしながら、平成6年以降、中井町の人口は減少傾向に転じ、現町政において、居住系の一般保留区域であった、ゆるぎの丘ハーモニータウン構想も消滅してしまい、工業系特定保留区域の南部構想も姿を変え、町財政にとって実りの秋を迎えることはない。</p> <p>何度となく役場周辺の土地利用計画の策定という言葉を目にするが、一向に進まない。</p> <p>ゆるぎの丘ハーモニータウン構想を縮小変更しても思い切った事業展開は図れなかったのか。残念に思う。</p> <p>もちろん、先に述べたように尾上町長が進めてこられた施策は町民からみても、評価されるものと推察しますが、尾上町長自身からみた、この12年間の町政運営はいかがであったと考えられますか。自己評価をお伺いします。</p>	
【町長答】	
<p>私は平成14年11月に、“豊かさを実感できる活力と魅力あるまちづくり”をスローガンに、『人づくり、道標づくり、魅力づくり』の3本の柱を掲げて町長選挙に立候補し、多くの皆様のご支援のもと町長に就任しました。以来、町民の信託に応えるべく町政運営の舵取りを担ってまいりました。</p> <p>私が岩本前町長から町政運営を引き継いだ当時は、小泉政権による「聖域なき構造改革」の真っ只中であり、長引く景気低迷による税収の大幅な落ち込みや、厳しい財政事情を反映して地方への公共投資が次々と削減されるなど、地方財政にとって大変厳しい状況でした。</p> <p>90年代のバブル崩壊から2008年のリーマンショックに端を発した世界同時不況へと至る、いわゆる“失われた20年”と呼ばれる慢性的な経済低迷とデフレという、厳しい状況下における町政運営でありました。</p> <p>こうしたなか、質問にもありますように「ゆるぎの丘ハーモニータウン整備事業」として、藤沢・比奈窪地区及び役場周辺20.4haの土地が、第5回線引き見直しにおいて住居系の一般保留区域として位置付けられましたが、社会経済情勢の低迷や企業の経営環境悪化などから、事業化困難との結論に達しましたことは残念でなりません。</p> <p>しかし、比奈窪バイパス開通の見通しがついたこともあり、現在、第7回線引き見直しにおいて市街化区域への編入を県と協議しているところであり、県議会各政党との予算要望ヒアリングや首長懇談会などの席においても強く働きかけているところですので、ご理解、ご協力をいただければと思います。</p> <p>南部地区の特定保留区域につきましては、長い間、土地利用計画すら立てることができず、地元からは厳しいご意見等を頂戴しました。工業系企業誘致という当初の目的を果たすことはできませんでしたが、「かながわスマートエネルギー構想の」一環として、県内最大級のメガソーラー施設の建設に至ったことで、周辺地域の活性化につながるものと期待しております。この事業を契機に、自然エネルギーや環境学習の場にしていくとともに、周辺の自然環境を活かした交流拠点としての整備も進めてまいります。</p> <p>さて、町政運営の自己評価ということですが、私は就任以来、3本の柱を掲げて施策を遂行してまいりました。「人づくり」では、活気あふれる地域社会の実現を目指して、小児医療費助成制度の中学校卒業時までの拡大、幼稚園と保育園の統合による認定こども園の開設など、安心して子どもを産み・育てることができる環境づくりに全力を傾けてきました。</p> <p>「道標づくり」では、快適で利便性のある生活を目指して、砂口南が丘線や井ノ口東農道などの生活関連道路の整備を進めるとともに、比奈窪バイパスの早期開通を実現すべく、地権者や関係機関に働きかけて開通の道筋をつけることができました。</p> <p>「魅力づくり」では、自然豊かなまちの魅力を発信して、交流の場づくりを促進するため、ふれあいと交流の里づくり、厳島湿生公園散策路整備、町の恒例イベントへと成長した“竹灯籠の夕べ”などの事業を展開し、里山の自然環境を活かした町の魅力づくりに努めてまいりました。</p> <p>このほかにも、防災・防犯対策や、きめ細やかな福祉・健康づくりなどの事業を通じて、安全・安心の暮らしづくりにも取り組んでまいりました。</p> <p>これらの重点施策の実行に向けて、行政改革を断行するとともに、足腰の強い財政基盤を確立するため、地方債現在高、いわゆる町の借入金の縮減にも力を注ぎ、次の世代に多くのツケを残すことがないように、必要最小限の借入にとどめてきたところです。その結果、就任時には40億を超えていた起債残高は、26年度末には5億程度にまで縮減する見込みであり、町財政の健全化の成果の現れであると自負しております。</p> <p>私が3期12年に亘って進めてきた町政運営に対する評価は、私個人が自己評価すべきものではなく、多くの町民にご理解をいただいていると感じております。</p> <p>12年に亘る町政運営は、町民及び議員各位、関係者の皆様方のご支援ご協力により、舵取りができたものと感謝申し上げます。</p> <p>大変、長くなりましたが、町政運営の総括として述べさせていただきます。</p>	
【問】 2 災害の備え「行政・住民の行動見える化」へ	1番 金子 正直
<p>近年は、集中豪雨や大型台風などによる災害が日本列島各地で発生しており、中井町においても豪雨による河川の氾濫や崖崩れ、地すべりなど、災害の危険は高くないと言えない状況になってきています。</p> <p>土砂災害防止法では、危険箇所を土砂災害警戒区域に指定された市町村は避難勧告や避難指示を出す基準を決め、ハザードマップを作ることが義務づけられ、町でも「土砂災害ハザードマップ」が作成されています。</p>	

また、平成25年3月には、町の地域防災計画も策定されていますが、行政による公助だけでなく、自助・共助としての住民の防災意識を高め、地域、住民による自発的な災害に対する行動の重要性が高まっていると考えられます。

そこで、次の点について伺います。

1、町のハザードマップに示されている警報・避難情報の発令において、避難勧告や避難指示をいつ、どのようなプロセス、判断基準で発令するのか。住民や地域は予想される災害に対していつ、どう行動すれば良いか。

2、災害が想定される数日前から、発生、その後の対応までさまざまな機関が災害時に何をするか、時間を追って整理した行動計画表（タイムライン）を導入する考えはあるか。

**【町長答】**

先月、広島市北部で起きた土砂災害は、死亡者が70人を超える土砂災害としては過去最大級の被害となりました。お亡くなりになられた方々にお悔やみを申し上げるとともに、被災された方々の生活再建のためにも、生活基盤の早期復旧を願うものです。

本町においては、町民の生命、身体及び財産を災害から保護するため、防災情報の収集伝達体制の強化、防災資機材の整備、道路被害対策、治山・治水対策、また町民への防災知識の普及啓発等に取り組んでおります。

幸い、近年、本町においては大きな災害の発生はありませんが、日本各地で発生している災害から得られる教訓を本町の防災体制に生かし、災害に強いまちづくりを進めてまいります。

それでは、順次、ご質問にお答えいたします。

1点目の避難勧告や避難指示を発令するプロセス、判断基準、また住民や地域の予想される災害に対しての行動についてですが、避難勧告等を発令する判断基準については、現在、中井町としてのものを作成するに至っておりませんが、本年4月に内閣府から「避難勧告等の判断・伝達マニュアル作成ガイドライン案」が公表されました。このガイドライン案において、市町村が避難勧告等の判断基準を設定する際の考え方、設定例が示されていることから、現段階においては、この設定例に準じて避難勧告等を発令する取り扱いをすることとしております。今後、県や消防などの防災関係機関と協議し、避難勧告等を発令する判断基準を設定するための作業を始めたいと考えています。

また、住民の方の防災行動については、広報紙やホームページによる広報のほか、町が発行した洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップにも記載いたしました。平常時から気象情報の注意や非常持出品の準備、また危険個所の把握、避難場所や避難路の確認をしていただくことが、適切な避難行動を選択し、自らの命を守っていただくことにつながります。引き続き、防災情報の提供、総合防災訓練や土砂災害防災訓練の継続的実施など、町民の方がどのような避難行動をとるべきかについて、周知徹底を図る取り組みを行ってまいります。

2点目の行動計画表、タイムラインの導入についてですが、2012年にアメリカ・ニューヨークにおいて、災害の発災前から発災後までの関係機関が実施すべき対応を時系列で示した行動計画、タイムラインを作成し、そのタイムラインに基づく防災活動により、台風被害の軽減に大きな成果を上げたことから注目され、日本においても、本年7月の台風第8号に初めてタイムラインを試行適用し、人的被害の防止に一定の効果を果たした。と国が公表しています。

町においても、台風や低気圧の接近など、あらかじめ発生が予測できる災害において、住民、自主防災会、消防団、行政などの防災関係機関が、災害発生が予測される数日前から、誰が何をするか、お互いの動きを時系列でルール化し、共通認識を持つことで、災害対応の漏れや遅れを防止する効果が期待できると感じています。タイムラインの導入による防災・減災の取り組みは、国においても、まだ試行段階ではありますが、本町においてもタイムライン導入に向けて、調査・研究を始め、町民の安全・安心につなげていきたいと考えております。

**【問】 3 総合グラウンドの活用と管理は**

**8番 岸 光男**

少子高齢化や人口減少、町村合併など社会環境が大きく変わる中、公共施設の統廃合や老朽化対策、跡地の利活用等々が自治体で模索され全国的な課題となっています。これからは公共施設等の利用需要が変化していくことが予想され、施設の適正な量的供給と配置を図って財政負担を軽減していくことが重要です。

そのような中、町では中央公園を初め、多くのグラウンドを有していて、近隣市町の需要を補完しています。

総合グラウンドには、以前、小・中学校が併設されていましたが、昭和43年に小学校が、48年には中学校がそれぞれ現在の場所に移転しました。

その後、跡地は整備され、休日になれば町内外のスポーツ団体に利用されています。

そこで総合グラウンドについて次の4点を伺います。

- 1、将来のまちづくりでの利用計画は。
- 2、旧校門の保全と老木銀杏の管理は。
- 3、バス発着所として児童の安全のための待合室の設置予定は。
- 4、テニスコートの老朽化による再整備は。

**【町長答】**

本町では、健康づくりや豊かな人間性を育む町として生涯スポーツを積極的に推進しており、子どもから高齢者まで幅広い世代で無理なくスポーツ活動が行われるよう、「美・緑なかい健康プラン」において、ライフステージに応じた運動を提案しています。

1点目の「将来のまちづくりでの利用計画は」という事ですが、本町は、町民1人あたりの公園面積が県内でも3番目の広さを有しており、岸議員ご指摘のように、近隣市町の需要の受け皿になっている部分も見受けられ

ます。

こうしたこともあり、総合グラウンドにつきましては、本年4月より利用者から応分の負担を求めることとし、有料化を実施したところで。

総合グラウンドについては、現在進められている第7回の線引き見直しにおいて、役場周辺地区との一体的な市街化編入を目指して県と協議を進めており、その動向を見極めながら土地利用を図ることとしておりますので、ご理解いただきたいと思います。

2点目の「旧校門の保全と老木銀杏の管理」については、秋になれば黄色く色づく大ぶりの銀杏は、四季の移ろいを感じさせ、近くを通行する人の目を楽しませてくれます。

旧小・中学校に通った卒業生にしてみれば、無くなってしまった校舎に代わって、子ども時代を懐かしく思い出させてくれる貴重な木でもあります。強風などによる倒木、また、近隣への被害が起これぬよう、状況を注視しながら適切な管理に努めていきたいと思っております。

また、旧校門についても、過去を偲ぶ遺跡でもありますので、できるかぎり現状の形で保全していくことを考えております。

3点目の「バス発着所として待合室の設置予定」につきましては、バスを利用する児童のための風雨除けや安全確保の観点から十分理解できるものではありませんが、町内の他のバス停との優先順位や将来的なまちづくりにも関わることなどを考慮し、現時点での設置は考えておりませんので、ご理解いただきたいと思います。

4点目の「テニスコートの老朽化による再整備」については、岸議員ご指摘のように、施設の適正な量的供給と配置を図る必要があります。将来的に町が整備・維持していくべき施設であるのか、近隣市町のスポーツ施設の広域利用で代用が可能なものなのか、町民や利用者、関係者などから広く意見を求め、将来的な土地利用の全体計画の中で必要性を判断してまいります。

**【問】 4 生活排水対策の推進と課題**

**3番 二宮 章悟**

第五次後期基本計画（H23～27年）の基本施策では、公共下水道計画の見直しを図り計画的、効率的な整備の推進と接続率の向上、計画区域外は合併処理浄化槽の設置普及を図り、維持管理の適正化を図ることを定めています。

下水道の整備には膨大な費用と下水道管の老朽化に対する更新費用等の課題がある。また浄化槽の設置は設置後の水質確保のための維持管理が大切で、設置管理者の理解が必要になる。水環境の保全には、生活排水対策が重要です。下水道利用者は一定の使用ルールを守り、浄化槽利用者は清掃、保守点検、法定検査が必要で、管理を怠ると浄化されない未処理の汚水が河川に放流されている事例があります。

- 1、25年度末の計画区域外の単独・合併処理浄化槽の設置台数は。
- 2、浄化槽の清掃、保守点検、法定検査（浄化槽法第7、11条）の未実施に対する対策は。
- 3、浄化槽の維持管理をされている方への、維持管理補助金の交付は。
- 4、25年度末で、下水道の整備済内戸数に対する接続率は70.4%と目標を達成しているが、未接続戸数は670戸、26年度更なる普及促進の具体策は。

**【町長答】**

中井町では、公衆衛生の向上及び豊かな自然環境を保全していくため、生活排水処理基本計画に基づき、下水道事業並びに合併浄化槽設置の普及促進を図り、生活排水の処理を推進し河川等の公共用水域の水質汚濁防止に努めているところであります。

平成25年度末における下水道整備状況は、全体計画面積314haのうち246.36haの整備が終了し、整備区域内の各戸の接続率は70.4%となっております。

また、下水道区域外における浄化槽等の設置台数は、単独浄化槽が517基、合併浄化槽が231基の状況となっております。

さて、ご質問の浄化槽維持管理等の件ですが、浄化槽法では、設置者は県が指定した検査機関で検査を受けることを定め、保守点検については県の登録を受けた浄化槽保守点検業者に委託することで浄化槽機能維持を図り適正に管理することが義務付けられています。

適正に管理していない設置者に対しては、県は生活環境の保全及び公衆衛生上必要と認めるときは必要な助言、指導又は勧告を行うこととなっております。町においても情報を共有し、県と協力して指導助言を行っております。

また、合併浄化槽設置補助事業で新たに設置した方へは、県作成の資料を配付して設置後の適正な維持管理をお願いしているところであります。

次に、浄化槽の維持管理に要した費用の補助制度のご質問については、県内では7自治体で独自補助制度を設けて実施しておりますが、当町では下水道区域外での単独浄化槽の割合が極めて多く、合併浄化槽への切り替えを進めている状況であり、今後下水道事業や合併浄化槽の普及状況を見極めながら検討してまいりたいと考えております。

下水道事業の経営安定の面からも接続率向上は必要不可欠ですので、今後も引き続き、接続奨励金制度や無利子貸付制度等の説明や啓発に努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。

【問】 5 (1) 消費税増税に反対することを求める	15番 小沢 長男
<p>家計調査報告によると、勤労者世帯の6月の実収入は前年同期に比べて1万8303円減少し、名目でマイナス2.5%、物価変動を考慮した実質賃金は6.6%の大幅な減少で、実収入から税や社会保険料を除き、家計が自由に使えるお金である可処分所得は、実質8.8%減少したとしています。</p> <p>安倍政権の経済政策「アベノミクス」の影響で、賃金は上がらないのに、円安が進み食料品やガソリンなどの輸入価格が上昇し、その影響で消費者物価上昇が続く、その上に消費税5%から8%への増税に伴ない消費者物価が急上昇したためです。</p> <p>実質賃金の低下は労働者の生活悪化を招くだけでなく、消費支出の落ち込みをも招き、地域経済も壊れます。</p> <p>町長は、国の借金をなくすために、安倍政権は勇断を振るって、消費税増税をするべきだとの考えを、今年の9月議会での私の質問に答えられました。安倍晋三政権は来年10月には消費税10%への増税を予定していますが、やはり、町長は歓迎されるのか。</p> <p>今町民の暮らしを守ることが第一であり、町民の暮らしを破壊する消費税増税に反対し、中小企業への支援をしつつ、最低賃金の引き上げを、大企業には減税ではなく、内部留保を賃上げに回すように求めるべきでは。</p>	
【町長答】	
<p>従前より申し上げておりますとおり、私は、確実に進行する少子高齢化などの社会情勢の変化に対して、しっかりと財源に裏打ちされた持続可能な社会保障制度を確立するためにも、消費増税は必要であると考えております。急激に少子高齢化が進んでいる状況にあって、しっかりと社会保障制度が確立されるという点で、また、若い世代の暮らしを支えるという点でも必要があると思っております。</p> <p>消費税引き上げに伴う増収分は、全て社会保障の充実・安定に使われることとなっております。今後の高齢化の進行に伴う社会保障経費の増加や、国、地方の厳しい財政状況を考えますと、社会保障の安定財源の確保とその将来への負担転嫁の回避に取り組んでいく必要もあります。</p> <p>それら2つのことを同時に達成するという観点から、私は、今回の社会保障と税の一体改革は理解できるものでございますし、社会保障の安定化を図ることが、町民の安心感にもつながるのではないかと考えております。</p> <p>他方、消費増税に伴い、町民の暮らしや経済への影響が懸念されることも事実でございます。そのため、まずは、国におきまして、増税による痛みの部分を緩和するための措置などを確実に行うとともに、消費増税に伴う駆け込み需要とその反動減を緩和し、回復基調にある景気の下振れリスクに対応する経済対策を着実に実行していただくことが重要と考えます。</p> <p>その上で、企業収益の増収が賃金の上昇や雇用の拡大につながり、それが消費の増加を通じてさらなる景気回復につながるという経済の好循環を実現していただきたいと思っておりますので、いずれにしましても、消費増税については経済情勢を踏まえた国の判断に委ね、国の動向を注視するとともに、地域住民に身近な存在である自治体の長として、町民生活に密着した施策の実施や事業内容に工夫を凝らしていくことが重要であると考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。</p>	

【問】 5 (2) 小中学生就学援助枠拡大を	15番 小沢 長男
<p>国民の生活が厳しくなりつつある中で、憲法25条で保障されている生存権を否定するがごとく、さらなる生活保護基準の切り下げが進められようとしています。2013年8月から3年間で平均6.5%（最大で10%）切り下げの内容です。</p> <p>「義務教育は無償」と憲法26条や関係法にもとづいて、経済的に困難な家庭の子どもも、経済的な心配なくのびのびと学べるようにと、小中学生の学用品などを補助する就学援助制度は、中井町では生活保護基準の1倍から1.3倍の所得の家庭の児童・生徒を対象にしています。さらに生活保護基準が切り下げられるならば、消費税増税、消費者物価上昇の中で、さらなる生活苦を強いられる家庭の今まで該当していた子どもたちが除外され援助を受けられなくなります。就学援助制度の目的に沿うようにするならば、生活保護基準の1.5倍までを援助すべきと考え求めますが、国は今年から高校授業料無償制に所得制限を導入し、就学支援制度として、国公私立に通う年収910万円までの世帯は、申請すれば就学支援金を受けられ、学費負担の公私間の格差是正として、私立高校に通う世帯に国県が支援し、最低26万円程の保護者負担として、経済的な心配を軽減しての高校進学奨励を。</p>	
【町長答】	
<p>就学援助制度については、議員のご質問にもあったとおり、学校教育法第19条の規定によって、経済的理由で小中学校に就学することが困難な児童及び生徒の保護者に対して援助を行い、義務教育の円滑な運営を図ることを目的とした事業であります。平成17年度には、準要保護に対する国庫補助が廃止され、一般財源化とされました。しかしながら、その後においても、本町では、引き続き、要保護者のみならず準要保護者に対しても、適切に就学援助を行ってまいりました。また、平成22年度には、就学援助費の交付要綱を改正し、町独自の補助メニューとして、あらたに、眼鏡の購入に対する援助費を支給するなど、就学援助制度の拡充を図ってきたところであります。</p> <p>議員ご指摘のとおり、生活保護基準の引き下げにより、就学援助制度への影響が懸念される場所ではありますが、文部科学省は、生活保護基準の見直しによる影響を受けることのないよう、平成25年度当初に要保護者として就学援助を受けていた者で、引き続き、特に困窮していると市町村が認めた世帯については、要保護者としての国庫補助申請を認める取扱いとし、また、準要保護者については、国の取り組みを理解した上で、各自自治体が判断する旨の対応を通知しています。</p>	

本町では、本通知の内容を踏まえ、就学援助の認定事務を執り行っております。その結果、今年度の認定にあたっては、全ての申請者が準要保護者として認定されており、生活保護基準の引き下げによる影響はないものと認識しております。従って、財政状況が依然として厳しい状況のなか、本町では、認定率が極めて高い水準にあることから、現在の就学援助制度を維持することに引き続き努めてまいりたいと考えております。しかし、今後の経済動向や家庭の経済状況によっては基準の見直しを検討してまいります。

また、高校進学に対する支援制度については、今年度から国や県において、あらたな高校就学支援金制度や高校生等奨学給付金制度が開始されるので、これら制度の運用状況や他市町村の動向に注視しながら、本町においても必要に応じ施策を講ずるなど検討を図ってまいりたいと考えますので、ご理解を賜りたいと存じます。

**【問】 5 (3) 中村川の河床整理と護岸崩落防止を**

**15番 小沢 長男**

毎年この9月議会には河川改修、護岸崩落防止策を求めています。昨年は中村川富士見橋上流の河床整理と護岸崩落部分の改修がされました。引き続き、その上流の河床整理をと求めていましたが、今年の中村川下流を整備することです。

今年も全国各地で、豪雨により大きな被害が出ています。この地域も、いつ豪雨による大災害に遭遇するか分かりません。中村川全体の点検と整備、藤沢川の河川改修を急ぐべきです。葛川の上中橋下流左岸の護岸の基礎も侵食されています。豪雨による護岸の崩落が心配されます。この改修も求められます。

災害の発生が想定されるときに予算がないでは済まされません。町民の命と暮らしを守るために、早急な整備計画を持って着手するように、町は県に強く求めていくべきではないですか。

**【町長答】**

全国各地では、今までに経験したことのない記録的な豪雨により、大規模な土石流や河川の氾濫が発生し、甚大な被害が起きております。改めて、総合的な対策に取り組むことの重要性を痛感しております。

議員ご承知のように、町を流れる中村川や藤沢川は2級河川として、岩倉川や葛川は砂防指定河川として、必要な施設整備や維持管理を（いずれも）県が行っております。

本年度の、河川の整備等の計画ですが、中村川では比奈窪バイパスから下流の万年橋までの河床整理を実施するとともに、富士見橋付近に水位・雨量計を設置することです。

次に、藤沢川ですが、本年度は天王橋上流の40mの区間において河川改修が実施されております。なお、インターネットでも情報を得ることができる水位・雨量計が、一昨年度に暁橋に設置され、町でも降雨時の情報収集に活用しております。

また、ご質問にありました葛川に架かる上中橋下流の護岸基礎部分についてですが、県西土木事務所でも状況確認は常に行っており、現在のところ技術的な面からは問題ない状況にあるとの報告を受けております。今後も、現状を注視しつつ何か変化の兆候等が生じれば、必要な対策を講じることです。

いづれにしても、近年の猛烈な降雨は異常気象が常態化しつつあるように思われます。町民の生命財産を守り、安全で安心して生活できる住環境の向上のためにも、中村川全体の点検や河床整理などの継続的に取り組みが必要であり、特に藤沢川における未改修区間においては、一日も早い事業化は喫緊の課題として受け止めております。

今後も、県や県議会の各政党に対し、色々な機会も含め引き続き要望してまいりますので、ご理解をいただきたいと存じます。

**【問】 6 子宮頸がんワクチンの町の対応は**

**5番 戸村 裕司**

重篤な副反応があるにもかかわらず予防接種法改正で定期接種となり、一転、積極的勧奨が中止されている子宮頸がんワクチンだが、勧奨再開の検討が継続される一方、接種そのものの中止を求める声も強まっている。子宮頸がんは発症の若年化が指摘されている。しかしながらワクチンによって、はしかのように継続的な予防効果があるわけではなく、20歳以降、検診を受けることが必要であり、検診により早期発見が可能だ。7月の厚生省ワクチン副反応検討部会では、昨年10月から半年間で副反応の報告は180件に及ぶという報告があがっている。そうした中で積極的勧奨が再開されれば自己決定権を再び侵害されかねない。

1、積極勧奨中止後の接種事例は何件あったか。

2、町は定期接種化に先立って、子宮頸がんワクチン接種を無料化し、対象者に個別勧奨を行った。無料化に先立ち、副反応に対する調査等、どのような手続きをとったか。

3、勧奨が再開された場合、町はどのような対応を取るか。その場合、選択できる情報提供を行う考えは。ワクチンを受けない選択は可能か。

**【町長答】**

近年、20歳から40歳代の女性の子宮頸がんが増加しており、若い女性がかかる「がん」の中では乳がんに次いで多く、年間9,000人近くの方が子宮頸がんにかかり、2,700人もの方が亡くなっております。

そのようなことから、国では、がん予防の推進を図るため、平成21年10月に、子宮頸がん予防ワクチンを承認し、本町では平成22年11月より、接種費用の助成を開始いたしました。

その後、予防接種法の改正により、平成25年4月より定期接種となりましたが、議員ご指摘のように、重篤な

副反応の報告等から、平成25年6月より、国民に適切な情報提供ができるまでの間、積極的に勧奨すべきでないとされました。

1点目の「積極勧奨中止後の接種事例は何件あったか」のご質問ですが、積極的な接種勧奨を一時的に差し控えることとされた平成25年6月14日以降の本町の接種者数は14件で、平成26年度は7月までの実績になりますが、接種者はなしとなっております。

2点目の「定期接種化に先立ち、町が実施したワクチン接種費用助成事業に対する副反応の調査や手続き等」についてですが、まず、県内ですでに実施していた自治体から情報収集を行い、周知方法や実施方法等について検討するとともに、医師会など関係機関と調整のうえ、実施に向けての準備を行いました。また、当時は承認されたワクチンの国内及び国外における臨床試験のデータからも重篤なものは見られておりませんでしたので、副反応に関する特段の調査はしてございません。なお実施にあたっての手続きに関しましては、「ワクチン接種費用助成事業実施要綱」の制定と併せ、予防接種によって事故等が発生した場合の災害補償に対応するため「ワクチン接種事業実施要綱」を制定し、事業を実施いたしました。

3点目の「勧奨が再開された場合の町の対応と、その場合の情報提供及びワクチン接種の選択の可否について」ですが、積極的な勧奨が再開される場合においては、国からの適切な情報提供と方針などが示されると考えておりますので、町は町民等に正確な情報を伝え、理解を得ることが重要であると考えます。またワクチン接種の選択の可否については、予防接種法に基づく定期接種であることから「予防接種を受けるよう努めなければならない」とする努力義務が課せられています。しかしながら、実際に接種を受ける際は、医師の診察や説明を受け、ワクチンの有効性と副反応の可能性等を理解したうえで、最終的には本人や保護者等の判断によるものと考えており、また、そのような周知に努めたいと考えます。

いずれにしましても、多くの女性の方が、子宮頸がんから命を守るためには予防接種を活用していただくことと、20歳以上の方には子宮頸がん検診を積極的に受診していただくことが重要であり、併せてがん検診の推進にも努めてまいりますので、ご理解を賜りたいと存じます。